

京田辺市官民データ活用推進計画

令和2年7月

京田辺市

目次

	ページ
1. 京田辺市の現状及び課題	1
2. 京田辺市官民データ活用推進計画の目的	1
3. 京田辺市官民データ活用推進計画の位置付け	2
4. 京田辺市官民データ活用推進計画の推進体制	2
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	3
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策	5
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	10

1. 京田辺市の現状及び課題

京田辺市は、全国的に人口減少が進む中、京都・大阪・奈良などの大都市への高い交通利便性と優れた自然環境を兼ね備えるとともに、子育て支援の充実などの施策に取り組むことにより、今後も10年程度は人口が増加するものと推計していますが、その後はゆるやかに人口が減少に向かい、少子高齢化が顕在化することが見込まれます。

これに伴う将来における税収の落ち込みは、地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっています。今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や、民間活力と官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要です。

2. 京田辺市官民データ活用推進計画の目的

京田辺市官民データ活用推進計画は、国が「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を推進していることを受け、京田辺市内の官民データ活用の推進を図り、本市を取り巻く将来的な地域課題の自発的な解消に繋がります。

また、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げることや、業務システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図り、新たな行政サービスの提供、更なる業務の効率化を通じて本市が抱える諸課題の解消を図ることを目的とします。

3. 京田辺市官民データ活用推進計画の位置付け

京田辺市官民データ活用推進計画は、第4次京田辺市総合計画（令和2年3月）「まちづくりプラン」重点プロジェクト「開かれた行政、市民と未来を創る市役所」における「ICTなどの活用による効率的・効果的な行政の推進」を達成するための手段の一つとして、「AI-OCR、RPAなどによる事務作業の効率化推進」、「AIによる保育所マッチングの実施」、「個人番号（マイナンバーカード）の取得推進」を進めるとともに、「業務改革（BPR）推進の取組」、「オープンデータ化推進の取組」などについて、その具体的な施策を定めるものとします。

また、官民データ活用の推進に向けては、先ずはスタートすることが肝要であると考えことから、できるところから取り組むよう必要に応じた施策を絞り込んだ計画を作成する「スモールスタート」とし、今後の社会経済動向や情報通信分野における進展等を勘案し、必要に応じてスケジュール等の見直しを図ります。

4. 京田辺市官民データ活用推進計画の推進体制

京田辺市官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となりますが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎません。一方、京田辺市官民データ活用推進計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠であります。そのため、庁内各部署が横断的に連携することにより、必要な各種取組への加速・推進を図ります。

また、毎年度に、担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本市の行政運営に反映していきます。

5. 京田辺市官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策について、具体的な個別施策は次章で示しますが、個別施策は、国が示す官民データ活用推進計画策定の手引きに従い、「**「手続における情報通信の技術の利用等に関する取組」**、「**「官民データの容易な利用等に係る取組」**、「**「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」**、「**「利用の機会等格差の是正に係る取組」**及び「**「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」**の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとします。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）を推進します。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改定。）」等を踏まえて、京田辺市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促進します。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組

国は「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」を作成し、個人番号カードの利活用を促進しています。京田辺市においては行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を策定し、取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与します。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組

年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講じます。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、業務の見直し(BPR)や情報システムの改良を推進します。情報システムについては、クラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図ります。その他、庁内におけるITガバナンス体制の強化や職員に対する研修など、庁内に対する取組を行い、ICT活用を促進します。

6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組

①マイナポータルを活用による行政情報の発信

事業目的及び概要	子育て支援などの行政サービスの更なる充実に向け、マイナポータルの機能を活用した市民への情報提供や申請様式のダウンロード化の充実を図ります。
K P I (指標)	マイナポータルを利用して発信した情報数
スケジュール	国・府等の行政サービス提供の動向に適宜対応した情報提供

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組

①各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

事業目的及び概要	市民の利便性向上と地域経済の活性化を図るため、個人情報を除く市の保有情報を広くオープンデータとして公開します。
K P I (指標)	オープンデータ取組方針及びガイドライン策定
スケジュール	令和4年度までにオープンデータとして公開開始

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組

①マイナンバーカードの取得推進と窓口サービスの向上

事業目的及び概要	今後、より一層マイナンバーカードの取得が進むよう普及広報に努めるとともに、国民健康保険等において健康保険証として利用するなど、窓口サービスの向上に努めます。
K P I (指標)	マイナンバーカードを健康保険証として利用運用
スケジュール	令和4年度までにマイナンバーカードを健康保険証として利用運用

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組

①NET119緊急通報システムの導入

事業目的及び概要	音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害のある方が、スマートフォン等のウェブ機能を通して、簡単なボタン操作で通報できるシステムを導入します。
K P I (指標)	スマートフォン等を通して通報できるシステムの導入
スケジュール	令和2年度に通報システムの導入

②まちの情報発信機能の充実

事業目的及び概要	行政情報やまちの魅力をタイムリーに発信するほか、市民からの声や情報を広く収集するなどの広聴機能の充実を図るとともに、災害発生時など市民の安全を確保するため、SNSを活用したプッシュ型による情報発信の仕組みを構築します。
K P I（指標）	S N S等を活用したプッシュ型情報発信の実施
スケジュール	令和3年度までにプッシュ型情報発信の実施

（5）情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

①A I－O C R・R P Aの導入

事業目的及び概要	職員の事務作業時間の削減や事務のスピードアップ、入力作業等のミス削減するため、I C Tの新技术(R P A、A I－O C R等)を活用し、事務作業の効率化を図ります。
K P I（指標）	R P A及びA I－O C Rを導入
スケジュール	令和3年度までにR P A及びA I－O C Rの導入

②G I G Aスクール構想の実現

事業目的及び概要	S o c i e t y 5. 0時代に世界へ羽ばたく京田辺っ子の育成に向け、創造性を育む教育I C T環境の実現の一環として国が進める「G I G Aスクール構想」に基づく、高速大容量通信ネットワーク環境を整備します。
K P I（指標）	市立小・中学校の全児童生徒分のタブレット端末の整備
スケジュール	令和3年度までに市立小・中学校のネットワーク環境整備及び1人1台端末の整備

③保育所 A I 入所マッチングシステムの導入

事業目的及び概要	保育所入所業務の正確性・効率性の向上、入所申請者への結果通知の早期化や事務経費削減を図るため、A I を活用する保育所入所マッチングシステムを導入します。これにより一層の子育て支援の充実を図ります。
K P I (指標)	保育所入所調整事務の所要時間の短縮
スケジュール	令和 2 年度に A I 入所マッチングシステムの導入

④債権管理システムの導入

事業目的及び概要	債権及び貸付金などの徴収業務の効率化・適正化を図るため、債権管理システムを導入します。
K P I (指標)	債権管理システムの導入
スケジュール	令和 2 年度に債権管理システム(生活保護関係)の導入

⑤スマホ決済アプリを活用した収納

事業目的及び概要	キャッシュレス化等の社会情勢の変化に対応するとともに、納税者の利便性や収納率の向上を目指すため、携帯スマホアプリを活用した新たな収納手段を導入します。
K P I (指標)	携帯スマホアプリを活用した収納手段の導入
スケジュール	令和 2 年度に携帯スマホアプリを活用した収納手段(市税等)の導入

⑥京都府セキュリティクラウドへの移行

事業目的及び概要	市ホームページの作成・公開システム(CMS)を、ベンダーのサーバーから京都府セキュリティクラウドへ移行することで、セキュリティの更なる強化や必要コストの削減などを図ります。
K P I (指標)	京都府セキュリティクラウドへの移行
スケジュール	令和3年度までに京都府セキュリティクラウドへの移行

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

京田辺市官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「京田辺市情報セキュリティに関する規定基準」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「京田辺市個人情報保護条例」、「京田辺市個人情報保護条例施行規則」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、「活用できるデータ」と特定個人情報をはじめとした保護すべき個人情報など「活用できないデータ」を明確に区分した取扱いを行います。